

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 衛生費 項：公衆衛生費 目：生活衛生指導費

事業名 動物愛護管理推進費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 生活衛生課 乳肉・動物指導係 電話番号：058-272-1111 (内 2584)

E-mail：c11222@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 10,735 千円 (前年度予算額： 11,309 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	11,309	0	0	650	0	0	0	0	10,659
要求額	10,735	0	0	650	0	0	0	0	10,085
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

平成30年度に岐阜県内の保健所で収容した犬猫は1,729頭で、そのうち873頭が殺処分されている。また、年間4,000件以上の動物に関する苦情や相談がある。岐阜県動物愛護推進計画の基本方針である「人と動物が共生する地域社会」を実現するためには、動物愛護及び終生適正飼養のさらなる推進が必要である。

(2) 事業内容

- | | |
|----------------|---------------|
| ア 特定動物飼養保管許可事務 | カ 動物愛護フェスティバル |
| イ 動物取扱業登録等事務 | キ 犬及び猫の引取り・譲渡 |
| ウ 動物愛護推進協議会の運営 | ク 野犬の捕獲・管理 |
| エ 動物愛護推進員活動 | ケ 動物焼却業務委託 |
| オ 動物愛護教室 | コ 野犬捕獲車の管理・運営 |

(3) 県負担・補助率の考え方

狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律に規定されている県の責務を実施するため、県負担は妥当である。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
旅費	772	立入検査、会議参加、研修参加
需用費	4,813	検査・自動車消耗品、印刷製本費、機器・自動車修繕費、光熱水費、燃料費
役務費	1,955	焼却、研修会・協議会案内郵送料、原因不明死亡犬病勢鑑定料
委託料	1,233	焼却業務委託、焼却場調査、負傷動物対応委託
その他	1,637	研修会外部講師報償費、協議会負担金、動物愛護フェスティバル負担金、有料道路使用料、自動車重量税、備品、保険
合計	10,410	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、「岐阜県動物愛護管理推進計画」を策定し、法律の遵守、動物愛護及び適正飼養の推進を位置づけている。

(2) 国・他県の状況

他県においても、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律に基づいた業務を行っており、各県ごとに動物愛護推進計画を策定している。

事業評価調査（県単独補助金除く）

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 新規要求事業 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業 |

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

動物取扱業者・特定動物飼養者・愛玩動物飼養者に対する適正な飼養及び保管についての指導、動物由来感染症対策及び県民への動物愛護思想の普及啓発を通して、県民の協働による人と動物が共生する地域社会の実現を目指します。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 <small>（前々年度末時点）</small>	目 標	達成率
犬及び猫の引取頭数の75%削減	6112頭 (H16)	5112頭 (H20)	3015頭 (H25)	2199頭 (R1)	1528頭 (R5)	85.3%
犬及び猫の殺処分率35%以下	79% (H16)	75% (H20)	58% (H25)	51.4% (R1)	35% (R5)	62.7%

○指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

- ・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
- ・動物取扱責任者研修開催（県内6会場）
- ・岐阜県動物愛護推進協議会開催（2回）
- ・岐阜県動物愛護推進員研修会（7回）
- ・動物愛護教室（21回）
- ・狂犬病予防に関する市町村担当者研修会開催（1回）
- ・狂犬病予防員及び衛生技術員研修会の開催（1回）

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

動物愛護精神の普及啓発により、保健所及びセンターでの犬及び猫の収容頭数は減少傾向にあります。また、返還及び譲渡促進への取組みにより犬及び猫の殺処分頭数も減少傾向にあります。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い	
（評価） ○	動物愛護思想の普及啓発及び動物由来感染症の対策を行うことにより、県民の生活環境の向上及び健康へとつながるため、事業の必要性が高いといえます。
・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない	
（評価） ○	引取頭数は平成16年度の6,112頭と比較して平成30年度は1,854頭に減少しています。 殺処分率は平成16年度の79%と比較して平成30年度は53%に減少しています。
・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある	
（評価） ○	犬及び猫の所有者からの引き取りについて、終生飼養を指導することにより安易な気持ちでの引き取り依頼を減らすとともに、終生飼養の徹底とみだりな繁殖の防止へとつなげています。 県のホームページに迷い犬情報を掲載することにより、経費をかけずに返還率を上げています。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項 各保健所及びセンターへの動物に関する苦情相談件数は、令和元年度は4,012件あり、県民の生活環境の向上及び健康を守るためには更なる取組みが必要となります。
--

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 令和元年6月に動物愛護管理法が改正され、動物取扱業の更なる適正化、動物の不適切な取扱いへの対応の強化が図られました。広く県民へ法改正の周知を行うとともに、動物取扱業者、特定動物飼養者及び一般の飼養者への適正な飼養及び保管についての啓発、指導を行います。
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【〇〇課】
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	